

早期発見！ 早期治療！

脳ドックでしっかり検査



■脳ドックの成果

昨年の5月に立ち上げた脳ドックも今年の4月で1年を迎え、脳ドックを利用されたかたは133人になりました。この1年間のデータを示し、脳ドックの成果として報告します。

市立中央病院 健診センター
脳ドック担当医 畑中 光昭



◆各月の利用者数

月別では、11月の16件が最も多く、次いで9月と3月が15件、12月が14件などとなっています。月平均は11.1人です。

◆利用者の年齢（図1参照）

60代が最も多く61人（45.9%）であり、次いで70代39人（29.3%）、50代16人（12%）などとなっています。利用者の平均年齢は66.2歳で、最年少は39歳、最年長は87歳です。男女別では女性が72人（54.1%）、男性61人（45.9%）で女性の利用者が多くなっています。

図1：利用者年齢別

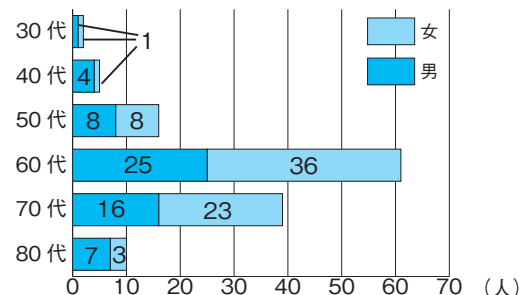
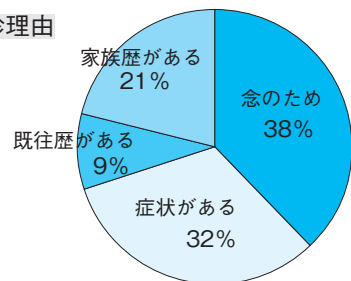


図2：受診理由



◆受診理由（図2参照）

38%が「念のため」を受診理由に挙げており、次いで「症状がある」（32%）、「家族歴がある」（21%）、「既往歴がある」（9%）となっています。いずれも、異常がないことを確認するため受診されていますが、予想外に異常が見つかっています。

◆判定結果（図3、表1参照）

総合判定では、C判定（44人）とD判定（61人）が予想外に多くなっています。特に、脳疾患は受診者の約1/3に異常所見が認められています。C判定とD判定の異常所見の内容は、重複回答で脳梗塞が28人、動脈瘤が15人、脳出血が11人、認知症にもつながる脳萎縮が10人に認められています。

◆紹介先（表2参照）

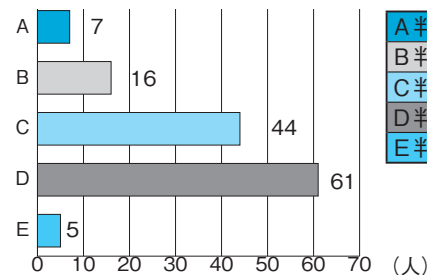
紹介に至ったのは133人中、60人でした。紹介先は重複回答で脳神経外科が22件と最も多く、次いで循環器内科14件、一般内科9件、糖尿病外来9件などとなっています。

「判定結果」とも関連していますが、脳疾患の割合が多い一方で、生活習慣病に関連した疾患も多く見られており、経過観察や再検査のため、専門医の受診を必要とするかたも多く見られています。

表2 紹介先（重複回答）

紹介先	紹介数	紹介先	紹介数
脳神経外科	22	呼吸器内科	7
循環器内科	14	整形外科	3
一般内科	9	神経内科	2
糖尿病外来	9	もの忘れ外来	1
泌尿器科	8	耳鼻咽喉科	1

図3：判定結果



判定	説明
A判定	異常なし
B判定	軽度異常
C判定	再検査をして観察
D判定	精密検査で専門医の診察へ
E判定	治療中・治療継続

判定	C	D	合計
脳血管所見（重複回答）			
脳梗塞（無症候性を含む）	21	7	28
動脈瘤	2	13	15
脳出血（無症候性を含む）	7	4	11
脳腫瘍（術後を含む）	0	3	3
脳萎縮（認知症、小脳変性症）	7	3	10
その他	8	8	16

■脳ドックをご利用ください

脳の異常を早期に発見して早期治療につなげることで、そして、今後の健康管理の方針の助けとなる相談を実施していくことが脳ドックの目的でもあります。

今回、1年間の成果を示したように、脳疾患全般、そして脳血管障害につながる生活習慣病に関連した疾患が多く発見されています。日頃の健康管理に、是非脳ドックをご利用ください。また、多くのかたに利用していただけるよう、健診センタースタッフ一同、さらなる努力を重ねてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。



■予約から受診、検査結果までの流れ

事前準備

- ▶電話で予約をお願いします。
- ◆予約をいただいたあと、
▷受診のご案内
▷問診票
を郵送します。

検査当日

- ▶受診当日は▷問診票▷保険証▷お薬手帳▷血圧手帳などをお持ちください。
- ◆料金（40,000円）は受け付けのときにお支払いください。

検査結果の説明

- ▶検査結果はおおむね1週間後に医師が詳しく説明します。
- ◆検査の結果、治療や精密検査が必要な場合は紹介先への連携をいたします。

◆予約・問い合わせ先

市立中央病院 健診センター（別館1階） ☎011-5763 担当 小笠原

▶受付時間（平日） 午前9時～午後3時 ▶脳ドック検診日 月、水、木曜日 ▶医師の説明日 木、金曜日

※詳しくは市立中央病院ホームページ（<http://www.hp-chuou-towada.towada.aomori.jp/>）をご覧ください。

後期高齢者医療の被保険者証が更新になります



8月1日は、後期高齢者医療保険被保険者証の更新日です。

新しい被保険者証は7月下旬に郵送します。現在お使いの被保険者証の有効期限は、7月31日となっています。期限の切れた被保険者証は、国保年金課窓口にお返しください。

- ▶新しい被保険者証の記載内容をご確認の上、誤りがありましたらお知らせください。
- ▶新しい被保険者証は、裏面に臓器提供の意思表示が記入できるようになりました。なお、意思表示の記入については、義務ではありません。
- ▶平成22年中の所得状況などにより、8月1日から医療機関窓口での自己負担割合が変わる場合があります。

■後期高齢者医療の限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けているかたへ

現在の認定証の有効期限は平成23年7月31日となっています。

平成22年中の所得状況などにより、平成23年度も引き続き低所得区分Ⅰ・Ⅱと判定されたかたには、新しい被保険者証とあわせて新しい認定証を郵送しますので、更新手続きは必要ありません。

なお、新しい認定証の有効期限は平成24年7月31日となります。

■平成23年度後期高齢者医療保険料について

保険料額決定通知書、納入通知書を7月上旬に郵送します。

保険料額は平成22年中の所得により算定します。必ず納期内に納めましょう。

◆問い合わせ先

市国保年金課長寿医療係 ☎011-6752
青森県後期高齢者医療広域連合
☎017-721-3821